

大阪大学における研究データの保存等に関するガイドライン

このガイドラインは、大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程（以下「規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、本学の研究者等が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

第1 基本的な考え方

- 1 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本学で研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。
- 2 本学の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

第2 定義

- 1 このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
 - ア 文書、数値データ、画像等の「資料」
 - イ 実験試料、標本等の「試料」
 - ウ 装置
- 2 このガイドラインにおいて「研究者等」とは、規程第2条第3項に定める研究者等をいう。
- 3 このガイドラインにおいて「部局長」とは、規程第2条第4項に定める部局の長をいう。

第3 研究データの保存

- 1 研究者等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
- 2 部局長は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。
- 3 部局長は、当該部局における研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

第4 保存期間

- 1 研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて各部局において定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。
 - (1) 第2の1のアについては、原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
 - (2) 第2の1のイ及びウについては、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
 - (3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
 - (4) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により

別途定めがある場合はそれに従う。

第5 保存方法

- 1 研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとし、具体的な保存方法については、研究データの形質及び形状等を踏まえ、各部局において定める。

第6 異動又は退職時の取扱い

- 1 研究者等が異動又は退職により転出した場合は、転出前の部局において管理責任者を定めた上で、当該部局において保管する、又は当該部局が研究データの所在を把握する等の措置を講じるものとする。
- 2 研究データを外部へ持ち出す場合は、必要な手続きを経た上で持ち出すものとする。手続きの詳細については、各部局において定める。
- 3 第4に定める保存期間中に改組等により保管が困難となった場合は、関係部局で協議の上、適切な措置を講じるものとする。

第7 開示

- 1 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
- 2 研究者の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、部局において保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

第8 その他

- 1 このガイドラインは、平成27年8月6日から施行し、同日以降に発表する研究成果等に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。